

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：13103

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02482

研究課題名（和文）教職員及び児童生徒の人権が保障される法的視点に立った生徒指導の研究

研究課題名（英文）Study of counseling and guidance based on a legal perspective that guarantees the human rights of teachers and children.

研究代表者

蜂須賀 洋一（Hachisuga, Yoichi）

上越教育大学・大学院学校教育研究科・准教授

研究者番号：20824238

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、学校内で人権が尊重される教育環境を確立するために、教育裁判事例の分析を行い、安全配慮義務の視点から、教職員が児童生徒の人権を尊重し、自分の人権を守る、素養を明らかにした。

具体的には、児童生徒に関しては、主にいじめに関する裁判事例から、学校・教職員に求められる、児童生徒の生命・身体の安全を守るべき義務（安全配慮義務）の内容について明らかにした。また、教職員に関しては、主に、過重労働に関する裁判事例から、校長に求められる、「労働者が健全に働く環境を保護する義務」（安全配慮義務）の内容について明らかにした。

さらに、これらの検討結果を踏まえ、教職員研修資料及び解説書を作成した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、判決書の検討結果をふまえ、学校・教師の対応策等の問題点を指摘したり、その原因やよりよい解決策を検討したりするワークショップ型研修会の判決書教材及び解説書を作成した。具体的には、学校・教員の認識のずれや、不適切な対応等が浮き彫りになったいじめに関する裁判の教材化8事例である。また、生徒の保護者対応等、「強い心理的負荷の伴う業務」に長時間従事する教職員の状況に対し、校長の安全配慮義務違反を認めた裁判等、過重労働に関する裁判の2事例である。

そして、これらの判決書教材を組み合わせて、教職員及び児童生徒の人権が保障される法的視点に立った生徒指導の教職員研修プログラムを開発した。

研究成果の概要（英文）：In order to establish an educational environment in which human rights are respected within the school, We analyzed judgment Documents materials on School. And I revealed the teachers' element to respect the human rights of children and their own human rights. Specifically, We mainly examined legal cases on bullying in schools, and We revealed the obligations of teachers to ensure that children can learn while ensuring their physical safety. And We mainly examined legal cases on overwork in schools, and We revealed the obligations of principals to ensure that worker can work while ensuring their physical safety. Furthermore, based on the results of these analyses, we created teacher training materials and an explanatory manual.

研究分野：生徒指導論

キーワード：生徒指導 教職員の人権 児童生徒の人権 教員研修 教育裁判例の活用

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究の背景として、第一に、学校内で児童生徒及び教職員の人権が保障されていない現状を挙げる。

児童生徒については、まず、いじめや暴力など児童生徒間の加害行為による人権侵害が未だに深刻な状況が続く、社会問題化している。次に、教職員による児童生徒への暴言・体罰、行き過ぎた指導など、教職員自身が不法な加害行為者となる問題もある。『人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]』(文部科学省, 2006)では、「教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨くことを最重要課題とすべきである。」と述べ、人権意識の高揚を図る教職員研修の必要性を説いている。

一方、教職員については、まず、過重労働の現状は、教職員の身体・精神に大きな負荷を与えている。次に、教職員間のハラスメントや、児童生徒からの暴力・暴言などの人権侵害を受け、教職員自身が被害者となる問題もある。「平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省, 2018)によると、「対教師暴力」は 8,627 件(前年度 8,018 件)で、依然として課題となっており、中でも小学校の児童による暴力の増加が注目されている。また、教職員間のハラスメントや、児童生徒からの暴力や暴言によって教職員自身の尊厳が傷つけられている現状についても、近年、SNS やマスコミ報道などにより明らかになってきた。『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]』(文部科学省, 2008)では、「全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)」が求められている。

第二に、近年、このような児童生徒や教職員の生命・身体・精神が侵害されたことによって生じた損害について、賠償を求める裁判が積み重ねられていることを挙げる。

例えば、部活動の顧問教諭の体罰や暴言等行き過ぎた指導で生徒 X が精神的苦痛等を受けたとして、損害賠償を求めた裁判(2019 年 2 月 1 日仙台高等判決, D1-Law.com 判例体系)では、「木偶の坊」「お前は駄馬だ」「駄馬がサラブレッドに勝てる訳ねえんだ」と怒鳴りつけた言動に対し、「専ら X に向けられたものではないとしても、X を含むバレー部員の人格を否定し、若しくはこれを貶めるものであるから、教員としての裁量を超えた、違法な行為」と判示している。

また、教員の公務災害不認定の取り消しを求めた裁判(2010 年 2 月 15 日大阪地裁判決, 判例タイムズ 1328 号)では、チャイムが鳴っても教室に入らない生徒、教師が注意すると「うるさい」「死ぬ」「殺すぞ」などの暴言が返ってくる日常、対教師暴力など、教育的な対応を必死に行う中で、教師の尊厳が傷つけられていく様子が記載されている。そして、校長を中心とした組織的対応に基づいた生徒指導の必要性について示している。

さらに、教職員の過重労働に関する裁判(朝日新聞, 2019 年 7 月 11 日)では、授業準備や部活動指導、研修準備、生徒の保護者対応等、「強い心理的負荷の伴う業務」に長時間従事する教職員の状況に対し、校長の安全配慮義務違反を認める判決が示されている。

このような裁判の判決書には、児童生徒及び教職員の人権が侵害される態様や、教職員の不適切な対応策、学校・教職員に求められる法的責務等が具体的に示されている。これらの判決書を活用して、教職員研修資料として教材化を図ることで、実際に起こった過去の事例を通して、原因や法的責務、再発防止策等を踏まえ、教員や児童生徒の人権を尊重した生徒指導の在り方を検討する素材になると考える。

梅野(2008)は、「参加者が全体として主体的に参加し、学び、教育法学の成果を習得し、日常的な教育実践面での適用可能性を実感することのできる判決書活用型研修資料」について提唱している。本研究では、この梅野の研究を踏まえ、教職員研修資料の作成及び教員研修プログラム開発を目指すものである。

2. 研究の目的

児童生徒及び教職員等、学校内のすべての関係者の人権が尊重される教育環境を確立するために、教育関係裁判事例を収集・検討し、児童生徒及び教職員の人権が侵害される具体的態様や、学校・教職員に関する安全配慮義務の具体的内容等を明らかにする。そして、明らかになった安全配慮義務の具体的内容等や、教育法学研究、生徒指導研究、人権教育研究の成果をふまえ、教職員及び児童生徒の人権が保障される法的視点に立った生徒指導の教職員研修資料と解説書の作成及び、教職員研修プログラムを開発することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、まず、主に損害賠償請求に関する教育裁判事例の判決書について収集・検討し、児童生徒及び教職員の人権が侵害される具体的態様や、学校・教員に求められる児童生徒の生命・身体を守るべき義務の具体的内容、校長に求められる、労働者が健全に働く環境を保護する義務の具体的内容について明らかにする。

次に、これらの検討結果に加え、教育法学研究、生徒指導研究、人権教育研究の成果をふまえ、学校・教師の対応策等の問題点を指摘したり、その原因やよりよい解決策を検討したりするワークショップ型研修会の判決書教材及び解説書を作成するとともに研修プログラムを開発する。

そして、実際に学校現場で、教職員研修会を実施したり、教員養成段階での授業で研修資料活用したりして、判決書教材や研修プログラムの有用性や課題を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 判決書教材及び解説書の作成と研修プログラムの開発

ここでは、児童生徒及び教職員等、学校内のすべての関係者の人権が尊重される教育環境を確立するために、学校・教職員の対応等が不適切であると訴えられた裁判の事例を収集・検討し、学校・教師の対応策等の問題点を指摘したり、その原因やよりよい解決策を検討したりするワークショップ型研修会の判決書教材及び解説書を作成した。

梅野(2015)は、特徴として「個々の事件ごとに判決書から事件のプロセスを確認し、加害者、被害者、教師、保護者等の具体的な行為に対応させて責任や過失の有無、判断の根拠を確認できる」ことを挙げる。この指摘をふまえ、裁判事例の判決書を通して、学校・教員の安全配慮義務の具体的な内容等について学ぶには、判決の概要とその判断内容等を確認することに加え、事件のプロセスにも着目することが重要であると考えた。

今回検討した判決書の「争いのない事実」(「前提事実」)や、「争点に対する判断」の中の「認定事実」には、時系列であたかも物語のように、児童生徒及び教職員の生命・身体・精神が侵害される経緯や、その際の学校・教員等の対策・対応が示されている。それは、教員にとってフィクションではなく、現実味を帯びた実際に起こり得る人権侵害を想定できる事例でもある。また、「争点に対する判断」には、例えば、「教諭等の注意義務違反の有無」や「教諭等の行為の違法性の有無」など、学校・教員の安全配慮義務の視点から、違法行為としての具体的問題点や、対策・対応が示されている。これらを確認できる判決書をもとに、趣旨を変えない範囲で、プライバシーが特定されないよう配慮し、平易な言葉と場面で研修用教材として作成した。

表1は、教育裁判事例を検討し、教職員研修用の教材として作成した「児童生徒及び教員の生命・身体を守る責務を果たす教職員研修用教材集」の一覧である。

梅野(2008)は、判決書活用型資料へと組み替える一定の条件として、「第一に、確定もしくは社会的合意の得られている判断であることや、係争中でも事実認定や判断に上級審等での法的評価の定まっているものであること、第二に、認定された事実に対応する判断及び根拠を学ぶことを目的とすることから、判決書中、いわゆる「争いのない事実」と「裁判所の判断(理由)」部分を用いること、第三に、特定の地域、学校、個人の評価を考察の対象としないこと」等を挙げている。

これらを踏まえ、まず、児童生徒の生命・身体・精神を守る視点で、学校・教員のずれや不適切な対応等が浮き彫りになったいじめに関する裁判の事例について、8事例を取り上げた。この中の事例6は、担任の統制がきかなくなった学級で起きたいじめで、教員自身の尊厳が、傷つけられた事例を扱っている。児童生徒だけでなく、教員の人権が保障されるいじめの対応はどうか、議論する機会となり得ると考える。

また、教員の生命・身体・精神を守る視点で、過重労働に関する裁判の事例を2事例取り上げている。過重労働の原因は、授業準備や研修、部活動指導など様々であるが、事例9は、生徒指導上の保護者対応が、教職員の大きな負担となった事例である。このように、事例9と10は、学校の業務の過重性について量的過重性だけでなく、質的過重性についても言及している事例を取り扱っている(詳しくは、冊子体の科学研究費助成事業報告書『児童生徒及び教員の生命・身体・精神を守る責務を果たす教職員研修用判決書教材集』として取りまとめている。)

ここで扱う事例は、実務上重要な意味をもつ最高裁の判例だけではなく、下級審での判決を取り上げている。これらは、個別具体的な事案についての判断といわれるが、原告側の「つらい思いをするのは、私たちで最後にして」「今後の教訓にしてほしい」という思いをふまえ、過去の事例に学ぶ教職員研修資料として取り扱っている。

これらの判決書教材を組み合わせて、教職員及び児童生徒の人権が保障される法的視点に立った生徒指導の教職員研修プログラムを開発した。

例えば児童生徒に関しては、事例1「いじめなど児童生徒の人権が侵害されている現状を認知することの困難さを理解する」、事例3「被害者に寄り添った対応の困難さを理解する」、事例4「人権侵害の回避や解消へ向けた対応・措置の在り方について検討する」などである。

教職員に関しては、「心理的負担のある業務が続く場合、誰に改善を求めるのか」「改善の責任は誰にあるのか」事例9や事例10、事例6を通して学ぶ研修プログラムである。

基本的には、1つの研修会で1つの事例を扱うことが多いが、各学校の要望等実態によって、様々なパターンのプログラムを提供できるようにした。

【表1：児童生徒及び教職員の生命・身体・精神を守る責務を果たす教職員研修用教材一覧】

	事例の主な検討内容	判決及び出典、事例の校種
1	教員らがいじめと認知せず、お互い様で個別のトラブルとして対応した事例から、いじめの認知と対応の在り方について検討する。 【児童生徒】	横浜地裁判決(2001年1月15日) 判例時報1772号 東京高裁判決(2002年1月31日) 判例時報1773号 中学校
2	いじめの定義に当てはまる行為が、全て不法	京都地裁判決(2019年7月18日)

	行為に該当しないと判示された事例から、いじめの認知と対応の在り方について検討する。【児童生徒】	大阪高裁判決（2020年2月6日） D1-Law.com 判例体系 中学校
3	いじめを受けた児童に対し、担任が学級で講じた教育的配慮等が、不適切な対応と判示された事例から、いじめの被害者に寄り添う対応の在り方について検討する。【児童生徒】	横浜地裁川崎支部判決 （2020年3月24日） D1-Law.com 判例体系 小学校
4	繰り返されるいじめ行為への担任の指導・対応が不適切であると判示された事例から、いじめ回避や解消へ向けた対応・措置の在り方について検討する。【児童生徒】	千葉地裁（2019年8月30日判決） 東京高裁（2021年6月3日判決） D1-Law.com 判例体系 小学校
5	心理的いじめを受けた児童が、学級に居場所がなくなった事例から、いじめられた児童生徒の学習環境を確保する在り方について検討する。【児童生徒】	金沢地裁判決（2018年2月26日） D1-Law.com 判例体系 小学校
6	担任の統制がきかなくなった学級で起きたいじめの事例から、教員を守り、児童生徒のいじめを回避する在り方について検討する。【児童生徒】【教員】	前橋地裁判決（2014年3月14日） 判例時報 2226号
7	顧問教諭がいじめ事案の解決を最優先せず、部活の運営・勝利を優先した事例から、いじめを認知した際の対応の在り方について検討する。【児童生徒】	神戸地裁判決（2018年3月27日） 大阪高裁判決（2018年11月9日） 最高裁判決（2020年7月6日） 判例地方自治 466号 中学校
8	いじめが起きた際の児童生徒への事情聴取が不適切であると判示された事例から、いじめたといわれる児童生徒への対応の在り方について検討する。【児童生徒】	佐賀地裁判決 （2013年12月13日） D1-Law.com 判例体系 中学校
9	生徒指導上の保護者対応が、教員の心理的負担となった事例から、教員の生命・身体・精神を守るための具体的な方策について検討する。【教員】	福井地裁判決（2019年7月10日） 判例時報 2433号 中学校
10	中学校教諭が、量的かつ質的な過重な業務により、過労死した事例から、教員の質的過重性としての業務負担を軽減する具体的な対応措置について検討する。【教員】	富山地裁判決（2023年7月5日） 労働経済判例速報 2530号 大阪地裁判決（2010年3月29日） 判例タイムズ 1328号 中学校

(2) 判決書教材を活用した教職員研修の実際

2020年度から2023年度まで、X県内の小・中学校、特別支援学校で、判決書教材を活用した教職員研修会を実施した。ここでは、参加者が主体となって互いの意見を交換したり、共同で作業をしたりするワークショップタイプの研修会を基本とした。研修会の主な流れは以下の通りである。

第1段階【問題点への気付き】では、個人で、判決書教材に記載している「経緯」を読み、児童生徒及び教職員の生命・身体・精神が侵害される経緯や、事態の結果を確認する。また、その際の学校・教職員等の対策・対応を確認し、「学校・教職員の問題だと思ふ対策や対応はどんなことか」「どうしてそのように対応したと思ふか」「経験を踏まえた自分なりの改善策はどんなことか」などについて意見をまとめる。

第2段階【学校・教職員の対策・対応の整理】では、第1段階に個人で考えた問題点や不適切だと考える対策・対応、その原因等をグループで共有し整理する。また、自分なりに考える改善策についても意見を交換する。さらに、グループごとに協議した内容を簡潔に発表し、全体でも共有する。ここでは、具体的な事例をもとに、経験の違いを越えた意見の交換ができ、教職員同士のコミュニケーションを深める機会となると考える。

第3段階【法的にみた問題点及び責務の確認】では、判決書教材の「裁判所の判断」を読み合わせながら、児童生徒及び教職員の生命・身体・精神を守る責務として、安全配慮義務違反に関する判示等、生徒指導上参考になる具体的な責務や対応策等を確認する。

第4段階【自校での適応】では、本裁判の事例を通した学びを参考に、児童生徒及び教職員の生命・身体・精神を守る視点から、自校の既存の仕組みや対応策を見直したり、新たな対策について考えたりして、グループで意見を交換する。

表2は、判決書教材の事例と実際に実施した教職員研修会一覧である。教職員研修会の趣旨としては、主に「いじめの問題への対応策等の在り方」についての生徒指導研修会の中で、作成した判決書教材を活用した。X県Z市立D中学校で実施した生徒指導校内研修会（2020年7月31日、職員12名）では、判決書教材の事例1を活用した。ここでは、研修後の教師の感想（自由記述）の一部として、「法的な視点で今まであまり考えたことがなかった。いじめが共同不法行

為になるという視点を大切にしたいと思った。」「事例を通しグループで話し合うことで、いじめに対する対応・指導について学べた。」「実際の事例をもとに考えることで、自分の対応との比較しながらできたので、充実した研修になった。」「自分よりも経験のある先生方から意見が聞けたので、考え方が深まった。参考書からは得られない知識が得られたと思う。」などの感想が見られた（蜂須賀，2021）。

また、日本生徒指導学会第22回大会では、ワークショップ「児童生徒及び教職員の人権が保障される生徒指導」として、判決書教材（事例3，事例4，事例6，事例7，事例9）を活用して学校内の人権が保障される生徒指導の在り方を議論した（梅野，藤平，蜂須賀，2022）。

【表2：判決書教材の事例と教職員研修会一覧】

事例1：X県A小学校，B小学校，C中学校（B，C合同），D中学校，
E特別支援学校（研修動画を活用）

事例2：X県A小学校，B小学校，C中学校（B，C合同）

事例4：X県A小学校，E小学校

事例8：X県F中学校

事例1～10は、教員養成系のY大学の学部の授業および大学院の授業で活用した。

なお事例1「教員がいじめと認知せず、お互い様で個別のトラブルとして対応した事例から、いじめの認知と対応の在り方について検討する」については、教育現場での研修会等に活用することを目的にYouTube動画として、上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターのオンライン研修講座「いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応 事例1「お互い様、生徒同士のトラブル？」」や「アニメーションによるいじめ防止等生徒指導に関する研修講座 - 「第2章：いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応」を公開している。

また、これらの教員研修用教材は、教員養成系のY大学の学部の授業および大学院の授業で活用した。さらに、研究協力者である山元研二が、東京高裁判決（1994年5月20日、判例時報1495号）の判決書教材をもとに、教員養成系のH大学の学部で授業を実施している。

(3) 課題

本研究では、児童生徒及び教職員等、学校内のすべての関係者の人権が尊重される教育環境を確立するために、教育関係裁判事例を収集・検討し、児童生徒及び教職員の人権が侵害される具体的態様や、学校・教職員に関する安全配慮義務の具体的内容等を明らかにし、この結果をふまえた生徒指導の教職員研修資料と解説書を作成するとともに、教職員研修プログラムの開発を試みた。

課題としては、教育関係裁判事例が今後も積み重ねられていくなか、さらに判決書を収集・検討して、学校の実態や問題意識に合った教材化とプログラム化を進めることである。特にプログラムの開発に関しては、学校現場では限られた時間の中で、効果的な教職員研修が求められている。今回の「事例1」に続く、動画教材として開発することも視野に入れたい。

同時に、実際に学校現場で、教職員研修会を実施したり、教員養成段階での授業で研修資料活用したりして、判決書教材や研修プログラムの有用性や課題を明らかにする必要がある。今後は、さらに実践のサンプル数を増やし、より精緻な検証を行っていく必要があると考える。

<引用文献>

梅野正信（2008）「いじめと教師，子ども・保護者 - 民事訴訟判決資料の活用と教育法学の役割 - 」『日本教育法学会年報』，pp.102-110

梅野正信（2015）『教育管理職のための法常識講座』上越教育大学出版会

蜂須賀洋一（2021）「いじめ裁判事例の判決書を活用した研修プログラムの検討」『令和2年度上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト事業成果報告書』，pp.30-31

梅野正信，藤平敦，蜂須賀洋一（2022），「ワークショップ「児童生徒及び教職員の人権が保障される生徒指導」」『月刊生徒指導3月号』52(3) pp.26-29

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 蜂須賀洋一	4. 巻 52巻 8号
2. 論文標題 気をつけたい教師の不適切な言動や対応～学校裁判事例から～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊生徒指導7月号	6. 最初と最後の頁 19-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤平敦	4. 巻 No.1034
2. 論文標題 「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中等教育資料	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 梅野正信	4. 巻 第53巻第2号
2. 論文標題 学校関係判決にみる「電子掲示板・SNS」を介した人権侵害	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 武蔵大学人文学会雑誌	6. 最初と最後の頁 163-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 蜂須賀洋一，梅野正信，藤平敦	4. 巻 52巻第3号
2. 論文標題 児童生徒及び教職員の人権が保障される生徒指導	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊生徒指導原	6. 最初と最後の頁 26-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 蜂須賀洋一，上猶覚，山元研二
2. 発表標題 民事訴訟の判決書を活用した「加害行為」防止授業プログラムの開発に関する研究
3. 学会等名 日本生徒指導学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 蜂須賀洋一，梅野正信，藤平敦
2. 発表標題 児童生徒及び教職員の人権が保障される生徒指導
3. 学会等名 日本生徒指導学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 蜂須賀洋一（日本学校教育学会研究推進委員会編集，原田信之，安藤知子，宇都宮明子外）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 三恵社	5. 総ページ数 172
3. 書名 学校教育を深める・究める	

1. 著者名 藤平敦（編著者：中村豊）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 240
3. 書名 生徒指導提要改訂の解説とポイント	

1. 著者名 藤平敦（編著者：梅澤秀監，木内隆生，嶋崎 政男，出張 吉訓）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 大学図書出版	5. 総ページ数 191
3. 書名 生徒指導・進路指導 1 5 講	

1. 著者名 梅野正信，新福悦郎，蜂須賀洋一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三恵社	5. 総ページ数 162
3. 書名 公民科教育と学校教育 - 人権と法で深める探究のテーマ78	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	梅野 正信 (Umeno Masanobu) (50203584)	学習院大学・文学部・教授 (32606)	
研究分担者	藤平 敦 (Fujihira Atsushi) (60462157)	日本大学・文理学部・教授 (32665)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------